

# 高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業 業務委託仕様書

## 1 業務の名称

高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業

## 2 業務の目的

観光消費を押し上げ、上質で持続可能な観光地づくりを進めるためには、高付加価値旅行者層のニーズに対応できる滞在価値を創出していくことが求められている。

特に、高付加価値インバウンドの誘致においては、サステイナブルをベースにしたコンテンツの充実が重要となる。

本業務では、高付加価値旅行者層が求めるコンテンツの造成や、商品化に向けたプロセスを伴走支援することにより、本県が高付加価値旅行者層に選ばれる観光地としてのブランディングの強化につなげることを目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月22日（金）

## 4 業務の内容

### （1）業務実施にあたっての考え方（メインターゲット）

- ・ 対象は国内外の高付加価値旅行者層とする。
- ・ 特に、インバウンドは、訪日旅行1回あたりの総消費額が100万円から300万円程度/人の高付加価値旅行者で、東京、大阪及び京都などを中心とした都市型観光のリピーターであり、今後、地方でのコト消費にも関心を示している層とする。

### （2）体験コンテンツの「造成」（20件以上）

#### （ア）地域資源の棚卸し

- ・ 「みえのイマココ旅」や観光庁の看板商品事業で造成した体験アクティビティ、地域で現在実施されている三重県内の体験等を全て調査し、高付加価値旅行者層ニーズに対応できる見込みのあるコンテンツを一覧として抽出すること。
- ・ コンテンツごとに、国籍等のターゲット層、価格の目安、訴求するストーリー等を整理すること。

#### （イ）体験コンテンツの選定

- ・ 高付加価値旅行者層にその価値が十分に伝えられる三重県ならではの体験コンテンツを20件以上募集により選定すること。
- ・ （ア）で抽出したコンテンツ事業者の応募を支援すること。
- ・ サステイナブル（持続可能性）やコンテンツの企画、運営、ホスピタリティへの理解を深めるための研修会を県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）で開催すること。
- ・ なお、選定にあたっては、以下の点に留意すること。
  - サステイナブルツーリズムやレスポンシブルツーリズムなど、高付加価値旅行者層を意識した視点が入り込んでいるコンテンツであること。
  - 上記研修会を受講していることを実施事業者採択の必須要件とすること。
  - 有識者（5名程度：提案による。）の意見を踏まえることとし、有識者による選

定会議の開催を経て選定すること。

- 県内5地域のバランスをできる限り考慮し、各地域で少なくとも1件以上の体験コンテンツを選定すること。

#### (ウ) 体験コンテンツの造成・磨き上げ

- ・ 採択事業者と調整を行い、ターゲット層のニーズに対応したコンテンツの造成・磨き上げを行うこと。
- ・ 販売シーンから逆算し、販売者・顧客ニーズに沿った「売れる商品」に主眼を置いた伴走支援を行うこと。
- ・ (イ)で選定した各コンテンツにおいて、二次利用可能な形式(パワーポイント等)により、企画書を作成すること。
- ・ なお、企画書には以下の項目を記載すること。
  - コンテンツ名称
  - 実施場所
  - コンテンツの内容と整備する方向性
  - 活用する観光資源
  - 価格の目安
  - 訴求するストーリー
  - 受入可能人数
  - 申込方法
  - その他、流通に必要な情報等
- ・ コンテンツ造成・磨き上げに必要な備品、消耗品については、1コンテンツ20万円を限度として購入し、受託者が保管を行うこと。

### (3) 体験コンテンツの「商品化」

#### (ア) 「コンテンツライブラリー」の作成

- ・ 海外旅行会社等がカスタマーに提案するための「コンテンツライブラリー」として、地域に「何のスポットがあって」「どのような体験ができるか」が分かるデータを、二次利用可能な形式により、一覧で整理すること。
- ・ 作成した「販売支援ツール」は、英語に翻訳すること。
- ・ リストには、具体的に旅行商品を造成するための素材を登録・更新していくこととし、以下の項目を記載すること。
  - 宿泊施設
  - レストラン
  - 交通手段
  - ガイド
  - 体験コンテンツ
  - その他カスタマーに提案すべき項目

#### (イ) 「プロダクトマニュアル(提案書)」の作成

- ・ 三重県関係者が海外旅行会社等へのプロモーションに活用するため、二次利用可能な形式により、磨き上げた体験コンテンツや宿泊施設、観光の見どころ等、ターゲットのどのようなニーズを満たせるか等を整理したプロダクトマニュアルを作成すること。
- ・ 作成した「販売支援ツール」は、英語に翻訳すること。

- ・ 記載内容については、以下のとおりとし、写真を数点受託者において取得のうえ、掲載すること。（必要な掲載許可等があれば適切に対応すること。）
  - （2）（ウ）企画書にて記載した事項
  - コンテンツの利用方法に関わる事項（例：支払方法、保険、キャンセル規定、問い合わせ先等）
  - スケジュールに関わる事項（例：参加対象年齢、同伴の必要性、最低及び最大受入人数等）
  - 参加条件に関わる事項（例：服装、持ち物、健康条件等）
  - 事業者の受入環境に関わる事項（例：言語対応、別途通訳ガイド手配の可否、Wi-Fi 環境、駐車場、送迎の有無、ハラル・ベジタリアンなど様々な文化、宗教への対応可否等）
  - 他の事業者との連携に関わる事項（例：アクセス（二次交通）、組み合わせ可能な（パッケージ化可能な）コンテンツ）
  - その他、プロダクトマニュアル作成にあたって必要な事項
- ・ なお、作成前に海外旅行会社や海外ツアーオペレーターの意見を聞き取り、反映すること。
- ・ 特に、プロダクトマニュアルを閲覧できるWebサイトを日・英二カ国語で構築すること。
- ・ Webサイトのテキスト情報を言語変換プログラムで自動翻訳させる等、メンテナンスの容易な工夫を用いること。
- ・ コンテンツの品質基準や言語対応等、コンテンツ造成後の事後チェックを行い、改善に繋げること。

#### （ウ）映像の制作

造成した体験コンテンツの魅力が伝わる映像等を制作し、海外旅行会社等へのプロモーションに活用できるようにするとともに、（イ）で構築したWebサイトに掲載すること。

- ・ 造成した体験コンテンツそれぞれについて、訴求するストーリーも含め、その魅力が十分伝わる1分程度の映像を制作すること。
- ・ 造成した体験コンテンツの映像等を活用し、三重県の観光地としての魅力が伝わる3分程度の映像を制作すること。（1本以上）
- ・ 制作する映像は英語を基本とし、登場人物の日本語は、適宜、英語字幕に翻訳すること。
- ・ ナレーション等は英語とし、適宜、字幕にも表示すること。また、ナレーション等はネイティブスピーカーによること。
- ・ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受託者において行うこと。
- ・ 制作する映像は新規撮影を原則とすること。ただし、三重県と協議のうえで、三重県が保有するプロモーション映像や、受託者が保有している映像を活用することも可能とする。
- ・ 撮影に必要な許可申請等手続きについては、原則、受託者において行うこと。
- ・ 映像はフルHD以上の解像度で制作することとし、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。
- ・ 映像を投稿する際は、（イ）で構築したWebサイトのURLを掲載し、誘導を行うこ

と。

#### (エ) その他

- ・ 造成した体験コンテンツを、インバウンドが現地で予約・決済できるよう、海外OTAへの掲載を促進し、効果を検証すること。
- ・ 次年度以降に造成・商品化したルートの手配ができるよう、地域DMOや地域ランドオペレーター等の体制整備について支援すること。

### 5 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

### 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

### 7 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡し完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。た

だし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

## 8 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 9 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月22日（金）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」2部（様式任意、A4版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD 等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。  
みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光振興課内）